

**医薬品インタビューフォーム**

日本病院薬剤師会の IF 記載要領 2013 に準拠して作成

調節機能改善点眼剤

**シアノコバラミン点眼液0.02%「杏林」**CYANOCOBALAMIN Ophthalmic Solution 0.02% "KYORIN"  
(シアノコバラミン点眼液)

剤形	水性点眼剤
製剤の規制区分	該当しない
規格・含量	1mL 中、日局シアノコバラミン 0.2mg 含有
一般名	和名：シアノコバラミン(JAN) 洋名：Cyanocobalamin (JAN、INN)
製造販売承認年月日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日：2017年 2月 6日（販売名変更による） 薬価基準収載年月日：2017年 6月 16日（販売名変更による） 発売年月日：2001年 7月 6日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	製造販売元：キョーリンリメディオ株式会社 販売元：杏林製薬株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	キョーリンリメディオ株式会社 学術部 TEL：0120-960189 FAX：0120-189099 受付時間：9時～17時（土、日、祝日、その他当社の休業日を除く） 医療関係者向けホームページ <a href="http://www.kyorin-rmd.co.jp/">http://www.kyorin-rmd.co.jp/</a>

本 IF は 2017 年 3 月作成の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ <http://www.pmda.go.jp/>にてご確認下さい。

# I F 利用の手引きの概要

－日本病院薬剤師会－

## 1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I F と略す）の位置付け並びに I F 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において I F 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F 記載要領 2008 が策定された。

I F 記載要領 2008 では、I F を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-I F が提供されることとなった。

最新版の e-I F は、（独）医薬品医療機器総合機構のホームページ（<http://www.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I F を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-I F の情報を検討する組織を設置して、個々の I F が添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F 記載要領の一部改訂を行い I F 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

## 2. I F とは

I F は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は I F の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された I F は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

### 【I F の様式】

- ①規格は A 4 判、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤字・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

### 【 I F の作成】

- ① I F は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I F に記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F 記載要領に準拠する。
- ③ 添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④ 製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤ 「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「 I F 記載要領 2013」と略す）により作成された I F は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（ P D F ）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

### 【 I F の発行】

- ① 「 I F 記載要領 2013」は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ② 上記以外の医薬品については、「 I F 記載要領 2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③ 使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

## 3. I F の利用にあたって

「 I F 記載要領 2013」においては、 P D F ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の I F については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、 I F の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や I F 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の M R 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、 I F の利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、 I F が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、 I F の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

## 4. 利用に際しての留意点

I F を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。 I F は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、 I F があくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改訂)

# 目 次

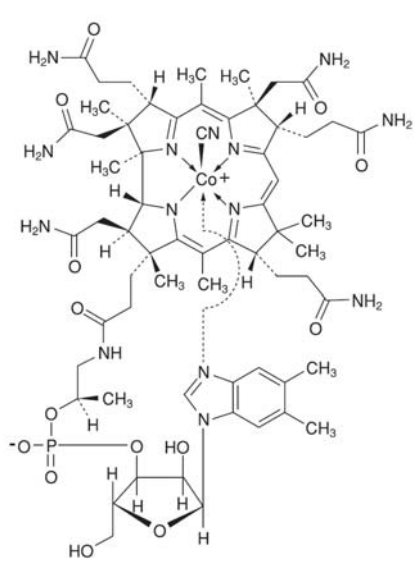
I. 概要に関する項目	1	VII. 薬物動態に関する項目	10
1. 開発の経緯	1	1. 血中濃度の推移・測定法	10
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1	2. 薬物速度論的パラメータ	10
II. 名称に関する項目	2	3. 吸収	10
1. 販売名	2	4. 分布	11
2. 一般名	2	5. 代謝	11
3. 構造式又は示性式	2	6. 排泄	11
4. 分子式及び分子量	2	7. トランスポーターに関する情報	12
5. 化学名(命名法)	2	8. 透析等による除去率	12
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	2	VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目	13
7. CAS登録番号	2	1. 警告内容とその理由	13
III. 有効成分に関する項目	3	2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)	13
1. 物理化学的性質	3	3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	13
2. 有効成分の各種条件下における安定性	3	4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	13
3. 有効成分の確認試験法	3	5. 慎重投与内容とその理由	13
4. 有効成分の定量法	3	6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	13
IV. 製剤に関する項目	4	7. 相互作用	13
1. 剤形	4	8. 副作用	13
2. 製剤の組成	4	9. 高齢者への投与	14
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	4	10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	14
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	4	11. 小児等への投与	14
5. 製剤の各種条件下における安定性	5	12. 臨床検査結果に及ぼす影響	14
6. 溶解後の安定性	6	13. 過量投与	14
7. 他剤との配合変化(物理化学的変化)	6	14. 適用上の注意	14
8. 溶出性	6	15. その他の注意	14
9. 生物学的試験法	6	16. その他	14
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	7	IX. 非臨床試験に関する項目	15
11. 製剤中の有効成分の定量法	7	1. 薬理試験	15
12. 力価	7	2. 毒性試験	15
13. 混入する可能性のある夾雑物	7	X. 管理的事項に関する項目	16
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	7	1. 規制区分	16
15. 刺激性	7	2. 有効期間又は使用期限	16
16. その他	7	3. 貯法・保存条件	16
V. 治療に関する項目	8	4. 薬剤取扱い上の注意点	16
1. 効能又は効果	8	5. 承認条件等	16
2. 用法及び用量	8	6. 包装	16
3. 臨床成績	8	7. 容器の材質	16
VI. 薬効薬理に関する項目	9	8. 同一成分・同効薬	16
1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群	9	9. 国際誕生年月日	16
2. 薬理作用	9	10. 製造販売承認年月日及び承認番号	17
		11. 薬価基準収載年月日	17

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容.....	17
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容 .....	17
14. 再審査期間 .....	17
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報.....	17
16. 各種コード.....	17
17. 保険給付上の注意 .....	17
<b>XI. 文献</b> .....	<b>18</b>
1. 引用文献 .....	18
2. その他の参考文献.....	18
<b>XII. 参考資料</b> .....	<b>19</b>
1. 主な外国での発売状況.....	19
2. 海外における臨床支援情報 .....	19
<b>XIII. 備考</b> .....	<b>20</b>
1. その他の関連資料.....	20

# I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯	本剤は、後発医薬品として医薬発第 481 号(平成 11 年 4 月 8 日)に基づき、規格及び試験方法を設定、加速試験、生物学的同等性試験を行い承認申請し、2001 年 3 月に承認を取得、2001 年 7 月に「フェルコバ点眼液 0.02%」として発売に至った。その後、2017 年 6 月に「シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」」に名称変更した。
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	副作用として、過敏症状が報告されている。 (本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。)

## Ⅱ. 名称に関する項目

1. 販売名	
(1) 和名	シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」
(2) 洋名	CYANOCOBALAMIN Ophthalmic Solution 0.02% “KYORIN”
(3) 名称の由来	成分の一般名に由来する。
2. 一般名	
(1) 和名（命名法）	シアノコバラミン(JAN)
(2) 洋名（命名法）	Cyanocobalamin (JAN、INN)
(3) ステム	なし
3. 構造式又は示性式	
4. 分子式及び分子量	分子式： $C_{63}H_{88}CoN_{14}O_{14}P$ 分子量：1355.37
5. 化学名（命名法）	<i>Co</i> $\alpha$ -[ $\alpha$ -(5,6-Dimethyl-1 <i>H</i> -benzimidazol-1-yl)]- <i>Co</i> $\beta$ -cyanocobamide (IUPAC)
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	別名：ビタミン B <sub>12</sub>
7. CAS 登録番号	68-19-9

### Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質	
(1) 外観・性状	暗赤色の結晶又は粉末である。
(2) 溶解性	水にやや溶けにくく、エタノール(99.5)に溶けにくい。
(3) 吸湿性	吸湿性である。
(4) 融点（分解点）、沸点、凝固点	該当資料なし
(5) 酸塩基解離定数	該当資料なし
(6) 分配係数	該当資料なし
(7) その他の主な示性値	pH：本品 0.10g を新たに煮沸して冷却した水 20mL に溶かした液の pH は 4.2 ~7.0 である。 比吸光度： $E_{1\text{cm}}^{1\%}(278\text{nm})=115$ 、 $E_{1\text{cm}}^{1\%}(361\text{nm})=207$ 、 $E_{1\text{cm}}^{1\%}(550\text{nm})=63$
2. 有効成分の各種条件下における安定性	該当資料なし
3. 有効成分の確認試験法	日本薬局方「シアノコバラミン」の確認試験による。 (1) 紫外可視吸光度測定法 (2) コバルトの定性反応 (3) シアンの定性反応
4. 有効成分の定量法	日本薬局方「シアノコバラミン」の定量法による。 紫外可視吸光度測定法



## IV. 製剤に関する項目

1. 剤形	
(1) 投与経路	点眼
(2) 剤形の区別、外観及び性状	剤形：水性点眼剤 性状：紅色澄明、無菌製剤
(3) 製剤の物性	該当資料なし
(4) 識別コード	PH011
(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等	pH：5.5～6.5 浸透圧比：約 1（生理食塩液に対する比）
(6) 無菌の有無	本剤は無菌製剤である。
2. 製剤の組成	
(1) 有効成分（活性成分）の含量	1mL 中、日局シアノコバラミン 0.2mg を含有
(2) 添加物	ベンザルコニウム塩化物、ホウ酸、ホウ砂、pH 調節剤
(3) 添付溶解液の組成及び容量	該当しない
3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	該当しない
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	該当しない

## IV. 製剤に関する項目

### 5. 製剤の各種条件下における安定性<sup>1)、2)</sup>

#### 【長期保存試験】<sup>1)</sup>

< 保存条件 >

25±2℃、60±5%RH

< 試験検体 >

5mL 点眼剤用プラスチック容器、紙箱

< 試験項目及び規格 >

試験項目	規 格
性状	紅色澄明な水性点眼液
pH	5.5~6.5
浸透圧比	約 1 (生理食塩液に対する比)
不溶性異物試験	日局製剤総則、点眼剤の項により試験を行うとき、これに適合する。(澄明で、たやすく検出される不溶性異物を認めない。)
不溶性微粒子試験	日局製剤総則、点眼剤の項により試験を行うとき、これに適合する。(本剤 1mL 中の個数に換算するとき、300μm 以上の不溶性微粒は 1 個以下である。)
無菌試験	日局一般試験法、無菌試験法のメンブランフィルター法により試験を行うとき、これに適合する。(微生物の増殖が観察されない。)
定量法	含量：90~110%

< 試験結果 >

試験項目	開始時	1 年後	2 年後	3 年後
性状	適	適	適	適
pH*	5.80	5.73	5.75	5.71
浸透圧比*	0.92			0.96
不溶性異物試験	適			適
不溶性微粒子試験	適			適
無菌試験	(-)			(-)
定量法(含量)**	101.2%	103.7%	103.7%	103.7%

(-)：菌の発育を認めず

\*1ロット n=1 の 3 ロットの平均値

\*\*1ロット n=3 の 3 ロットの平均値

## IV. 製剤に関する項目

### 【加速試験】<sup>2)</sup>

< 保存条件 >

40±1°C、75±5%RH

< 試験検体 >

5mL 点眼剤用プラスチック容器、紙箱

< 試験項目及び規格 >

試験項目	規 格
性状	紅色澄明な水性点眼液
pH	5.5~6.5
浸透圧比	約 1 (生理食塩液に対する比)
不溶性異物試験	日局製剤総則、点眼剤の項により試験を行うとき、これに適合する。(澄明で、たやすく検出される不溶性異物があってはならない。)
無菌試験	日局一般試験法、無菌試験法のメンブランフィルター法により試験を行うとき、これに適合する。(菌の発育を認めない。)
定量法	含量：90~110%

< 試験結果 >

試験項目	開始時	2 ヶ月後	4 ヶ月後	6 ヶ月後
性状	適	適	適	適
pH	5.81	5.81	5.80	5.81
浸透圧比	0.93	0.94	0.93	0.94
不溶性異物試験	適	適	適	適
無菌試験	(-)			(-)
定量法(含量)**	98.2%	98.2%	99.5%	99.0%

(-)：菌の発育を認めず

\*1ロット n=3 の 3 ロットの平均値

6. 溶解後の安定性

該当しない

7. 他剤との配合変化  
(物理化学的変化)

< 参考 >  
社内資料<sup>3)</sup>参照

8. 溶出性

該当しない

9. 生物学的試験法

該当しない

## IV. 製剤に関する項目

10. 製剤中の有効成分の 確認試験法	(1) 紫外可視吸光度測定法 (2) コバルトの定性反応 (3) シアンの定性反応
11. 製剤中の有効成分の 定量法	液体クロマトグラフィー
12. 力価	該当しない
13. 混入する可能性のある 夾雑物	プソイドシアノコバラミン
14. 注意が必要な容器・ 外観が特殊な容器に 関する情報	特になし
15. 刺激性 <sup>4)</sup>	<b>【眼粘膜刺激性試験】</b> 試験製剤投与群、試験製剤基剤投与群及び標準製剤投与群の計 3 群を設け、各群に日本白色種雄性ウサギを 6 匹ずつ割り付けた。投与検体 0.05mL を右眼の結膜嚢内に点眼した後、約 1 秒間上下眼瞼を合わせて閉眼させ、この操作を 1 日 15 回、30 分ごとに行った。左眼は対照眼とし、無処置とした。最終点眼後 1、3 及び 24 時間、その後 1 日 1 回、7 日まで、左眼を対照として肉眼あるいはオプタルモスコープで前眼部検査(角膜、虹彩、結膜等)並びに最終点眼後 24 時間にフローレス試験紙を用いて角膜異常の有無について検査し、Draize 法の基準に従って刺激性を評価した。 その結果、いずれの群においても観察期間を通じて眼粘膜刺激性は全く認められず、いずれも無刺激物と判定された。
16. その他	特になし

## V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果	調節性眼精疲労における微動調節の改善
2. 用法及び用量	通常、1回1～2滴を1日3～5回点眼する。なお、症状により適宜増減する。
3. 臨床成績	
(1) 臨床データパッケージ	該当資料なし
(2) 臨床効果	該当資料なし
(3) 臨床薬理試験	該当資料なし
(4) 探索的試験	該当資料なし
(5) 検証的試験	
1) 無作為化並行用量反応試験	該当資料なし
2) 比較試験	該当資料なし
3) 安全性試験	該当資料なし
4) 患者・病態別試験	該当資料なし
(6) 治療的使用	
1) 使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験)	該当資料なし
2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要	該当しない

## VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群	ヒドロキシコバラミン酢酸塩、メコバラミン、コバマミド
2. 薬理作用	
(1) 作用部位・作用機序 <sup>5)</sup>	眼に対しては、酵素消費量を増し、ATP 産生を増大させる。調節機能眼精疲労を改善する。
(2) 薬効を裏付ける試験成績 <sup>6)</sup>	<p><b>【生物学的同等性試験】</b></p> <p>(1) 毛様体筋に及ぼす抗疲労効果を指標とした比較試験</p> <p>眼精疲労に対する効果を、筋に対して繰り返し刺激を与えて減弱した張力に対する影響により検討するため、ウサギの毛様体筋をアセチルコリンにより刺激したときの張力から算出した収縮率で比較した。マグヌス管に懸垂した毛様体筋に対してアセチルコリンによる刺激を繰り返し、その後シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」及び標準製剤（点眼剤、0.02%）添加群、並びに対照としてシアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」基剤及び無添加群において、再度アセチルコリンにより刺激したときの収縮率について、Tukey の多重比較検定を行った。</p> <p>その結果、本剤及び標準製剤はいずれの対照群と比較しても収縮率の減弱を有意に抑制し、また両製剤間において有意な差は認められなかったことより、その効果はほぼ同等であると確認された。</p> <p>(2) 角膜炎症眼における結膜嚢内滞留時間及び眼内動態を指標とした薬効薬理比較試験</p> <p>アルカリ性腐食角膜炎を惹起したウサギに本剤及び標準製剤を点眼し、その後涙液及び房水を採取してシアノコバラミン濃度を測定した。</p> <p>その結果、各時点のシアノコバラミン濃度について Aspin-Welch 法による検定もしくは t 検定を行ったところ、涙液及び房水のいずれにおいても、本剤及び標準製剤の濃度に有意な差は認められなかった。</p> <p>また濃度の実測値及び対数変換値から算出した薬物動態パラメータ（Cmax、AUCt、MRT）について Aspin-Welch 法による検定もしくは t 検定を行ったところ、いずれにおいても両製剤の平均値間に有意な差は認められなかったことより、生物学的な同等性が確認された。</p>
(3) 作用発現時間・持続時間	該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法	
(1) 治療上有効な血中濃度	該当資料なし
(2) 最高血中濃度到達時間	該当資料なし
(3) 臨床試験で確認された血中濃度	該当資料なし
(4) 中毒域	該当資料なし
(5) 食事・併用薬の影響	該当資料なし
(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因	該当資料なし
2. 薬物速度論的パラメータ	
(1) 解析方法	該当資料なし
(2) 吸収速度定数	該当資料なし
(3) バイオアベイラビリティ	該当資料なし
(4) 消失速度定数	該当資料なし
(5) クリアランス	該当資料なし
(6) 分布容積	該当資料なし
(7) 血漿蛋白結合率	該当資料なし
3. 吸収	該当資料なし

## VII. 薬物動態に関する項目

4. 分布	
(1) 血液－脳関門通過性	該当資料なし
(2) 血液－胎盤関門通過性	該当資料なし
(3) 乳汁への移行性	該当資料なし
(4) 髄液への移行性	該当資料なし
(5) その他の組織への移行性	該当資料なし
5. 代謝	
(1) 代謝部位及び代謝経路	該当資料なし
(2) 代謝に関与する酵素（CYP450 等）の分子種	該当資料なし
(3) 初回通過効果の有無及びその割合	該当資料なし
(4) 代謝物の活性の有無及び比率	該当資料なし
(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ	該当資料なし
6. 排泄	
(1) 排泄部位及び経路	該当資料なし
(2) 排泄率	該当資料なし
(3) 排泄速度	該当資料なし



## VII. 薬物動態に関する項目

---

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

## VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由	該当しない
2. 禁忌内容とその理由 （原則禁忌を含む）	該当しない
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	該当しない
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	該当しない
5. 慎重投与内容とその理由	該当しない
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	該当しない
7. 相互作用	
(1) 併用禁忌とその理由	該当しない
(2) 併用注意とその理由	該当しない
8. 副作用	
(1) 副作用の概要	本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。
(2) 重大な副作用と初期症状	該当しない

## VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

(3) その他の副作用	<p><b>その他の副作用</b> 副作用が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="488 367 1426 470"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 367 756 416">分類</th> <th data-bbox="756 367 1426 416">副作用（頻度不明）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 416 756 470">過敏症</td> <td data-bbox="756 416 1426 470">過敏症状</td> </tr> </tbody> </table>	分類	副作用（頻度不明）	過敏症	過敏症状
分類	副作用（頻度不明）				
過敏症	過敏症状				
(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧	該当資料なし				
(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度	該当資料なし				
(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法	<p>その他の副作用（頻度不明） 副作用が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行うこと。 過敏症：過敏症状</p>				
9. 高齢者への投与	該当資料なし				
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	該当資料なし				
11. 小児等への投与	該当資料なし				
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	該当資料なし				
13. 過量投与	該当資料なし				
14. 適用上の注意	<p>(1) 投与経路：点眼用にのみ使用すること。 (2) 投与时：薬液汚染防止のため、点眼のとき、容器の先端が直接目に触れないように注意するよう指導すること。</p>				
15. その他の注意	特になし				
16. その他	特になし				

## Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

---

1. 薬理試験	
(1) 薬効薬理試験（「Ⅵ. 薬効薬理に関する項目」参照）	
(2) 副次的薬理試験	該当資料なし
(3) 安全性薬理試験	該当資料なし
(4) その他の薬理試験	該当資料なし
2. 毒性試験	
(1) 単回投与毒性試験	該当資料なし
(2) 反復投与毒性試験	該当資料なし
(3) 生殖発生毒性試験	該当資料なし
(4) その他の特殊毒性	該当資料なし

---

## X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分	製 剤：シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」 該当しない 有効成分：シアノコバラミン 該当しない
2. 有効期間又は使用期限	使用期限：3年（安定性試験結果に基づく <sup>1)</sup> 、 <sup>2)</sup> ）
3. 貯法・保存条件	日光、蛍光灯等の直射を避け、室温保存
4. 薬剤取扱い上の注意点	
(1) 薬局での取り扱い上の留意点について	特になし
(2) 薬剤交付時の取り扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）	VIII. 安全性(使用上の注意等)に関する項目、14. 適用上の注意の項を参照 くすりのしおり：有り
(3) 調剤時の留意点について	特になし
5. 承認条件等	該当しない
6. 包装	5mL×10 瓶
7. 容器の材質	本体：ポリプロピレン(PP) 中栓：ポリエチレン(PE) キャップ：ポリプロピレン(PP) シュリンクラベル：ポリエチレンテレフタレート(PET)
8. 同一成分・同効薬	同一成分薬：サンコバ点眼液 0.02% 同 効 薬：ヒドロキシコバラミン酢酸塩、メコバラミン、コバマミド
9. 国際誕生年月日	不明

## X. 管理的事項に関する項目

10. 製造販売承認年月日及び承認番号	<p>製造販売承認年月日：2017年2月6日 承認番号：22900AMX00128000 (旧販売名) ファルコバ点眼液 0.02% 製造販売承認年月日：2001年3月8日</p>						
11. 薬価基準収載年月日	<p>2017年6月16日 (旧販売名) ファルコバ点眼液 0.02% 薬価基準収載年月日：2001年7月6日</p>						
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	該当しない						
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	該当しない						
14. 再審査期間	該当しない						
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	本剤は、投薬（あるいは投与）期間に関する制限は定められていない。						
16. 各種コード	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1350 799 1444">HOT(9桁)番号</th> <th data-bbox="802 1350 1118 1444">厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード</th> <th data-bbox="1121 1350 1437 1444">レセプト 電算コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1449 799 1541">113955603</td> <td data-bbox="802 1449 1118 1541">1319710Q2108</td> <td data-bbox="1121 1449 1437 1541">621395503</td> </tr> </tbody> </table>	HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード	113955603	1319710Q2108	621395503
HOT(9桁)番号	厚生労働省薬価基準 収載医薬品コード	レセプト 電算コード					
113955603	1319710Q2108	621395503					
17. 保険給付上の注意	本剤は診療報酬上の後発医薬品である。						

## XI. 文献

1. 引用文献	<ol style="list-style-type: none"><li>1) キョーリンリメディオ株式会社社内資料： シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」の安定性試験(長期保存試験)に関する資料</li><li>2) キョーリンリメディオ株式会社社内資料： シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」の安定性試験(加速試験)に関する資料</li><li>3) キョーリンリメディオ株式会社社内資料： シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」の配合変化に関する資料</li><li>4) キョーリンリメディオ株式会社社内資料： シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」の眼粘膜刺激性試験に関する資料</li><li>5) 第十七改正日本薬局方解説書, C-2016 (廣川書店 2016)</li><li>6) キョーリンリメディオ株式会社社内資料： シアノコバラミン点眼液 0.02%「杏林」の生物学的同等性試験に関する資料</li></ol>
2. その他の参考文献	該当資料なし

## XII. 参考資料

---

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 1. 主な外国での発売状況   | 該当しない  |
| 2. 海外における臨床支援情報 | 該当資料なし |



## XII. 備考

---

1. その他の関連資料

該当資料なし